「賃上げ」をご検討される事業主様へ

『確定給付企業年金』制度のご提案

<内容>

- 1. ご挨拶
- 2. 企業年金制度の内容
- 3. 企業年金積立のイメージ
- 4. 掛金(積立金)の設定方法
- 5. モデル給付額(概算額)

お気軽にお問い合わせください。また、資料のご請求をお待ちしております。

運営事務局:日本広告業企業年金基金(確定給付企業年金法に基づく法人)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-1-1 加島商館ビル4階

TELO3-6262-5353 FAXO3-6262-5354

ご挨拶

今日、少子高齢化の進展やデジタル技術の進化等を背景に、中小・中堅企業の経営にも働き方改革、ワークライフバランス、リスキリング(学び直し)、賃上げ等の"人への投資"が求められています。"人への投資"によって、従業員の採用・定着・満足度等が向上し、長期的に企業価値を高めるものと考えられています。

最近は多くの企業が、物価高や人手不足等に対応するため「賃上げ」を行っています。

これから「賃上げ」をご検討される事業主様には、併せて『確定給付企業年金』もご検討いただきたいと存じます。この『確定給付企業年金』は複数の事業主様が共同で運営することでコストパフォーマンスが良く、事業主様が拠出する掛金は社会保険料の対象にならず、積立金には利息(当基金では2%)が付き、退職時に受け取る一時金は退職所得として優遇税制が適用されます。事業主様と加入者様の双方にメリットがある制度であります。

この機会に、多くの事業所様がご加入くださいますようご案内申し上げます。

- (注) 1. 当基金は、複数の広告代理店の事業主が2015年11月1日付で設立しました。
 - 2. 会社の業種や規模は問いません。社長、役員の方も加入いただけます。
 - 3. 基金事務局が、加入者管理、退職一時金や老齢年金の支給、年金資産の運用等を行います。

日本広告業企業年金基金 理事長 山上徳夫

企業年金制度の内容

	内容
加入日	入社の翌月1日
加入者の範囲	65歳未満の厚生年金保険被保険者(就業規則の規定によって役員を含む正社員等に限定することも可能)
加入者期間	加入資格取得月~加入資格喪失月の前月まで *3年以上あることが必要
掛金	1口1千円から上限はありません。事業所単位で、定額または給与ランク別のいずれかの方式を選択
一時金·年金 受給資格	【一時金】加入者期間3年以上で脱退または死亡 【年金】 加入者期間20年以上で60歳到達等
一時金額	掛金の累計額と2.0%の利息の合計額
年金額	掛金の累計額と2.0%の利息の合計額を、本人が選択した年金支給期間に応じて分割して給付。受給期間中の利息も2.0%固定で、年金額は変動しません。
受給方法· 年金受給期間	【受給方法】 年金·一時金を25%、50%、75%、100%の割合から選択 【年金受給期間】5年、10年、15年、20年から選択可能
予定利率	2.0% 債券を中心とした政策アセットミックスで安定運用を行っています。 【修正総合利回り】2018年度2.27% 2019年度▲2.69% 2020年度11.33% 2021年度2.63%
ポータビリティ	中途退職者は、脱退一時金相当額を企業年金連合会または企業型・個人型確定拠出年金等他の制度に移換することができます。
諸費用・その他	事務局の運営費用として、加入者1人あたり月額900円(掛金同様損金扱い)。 運用環境の悪化等によって年金資産に一定額以上の積立不足が生じた場合は、積立不足を償却するために掛金 の追加拠出が必要になる場合があります。